

金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科  
教員指導資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科修士課程及び博士後期課程（以下「研究科」という。）において研究教育を担当する専任教員の指導資格審査基準及びその手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格の種類)

第2条 研究科の専任教員の資格の種類及びその区分については、次のとおりとする。

- (1) 主指導教員 研究指導 科目担当 (M マル合、D マル合)
- (2) 副指導教員 研究指導の補助 科目担当 (M 合、D 合)

(資格の基礎基準)

第3条 研究科を担当する教員は、次の各号で定める基準に該当する者でなければならない。

- 1 修士課程を担当する教員においては大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第1項第1号、博士後期課程を担当する教員においては同条同項第2号の規定に適合する者
- 2 修士課程を担当する教員においては以下の基礎資格を有する者
  - (1) 修士課程の「主指導教員資格者」は本学の教授とする。ただし、本学の准教授の中で業績優秀な者については、考慮することができる。
  - (2) 修士課程の「副指導教員資格者」は本学の准教授以上とする。ただし、本学の講師及び助教の中で業績優秀な者については、考慮することができる。
- 3 博士後期課程を担当する教員においては以下の基礎資格を有する者
  - (1) 博士後期課程の「主指導教員資格者」は本学の教授とする。ただし、本学の准教授の中で業績優秀な者については、考慮することができる。
  - (2) 博士後期課程の「副指導教員資格者」は本学の准教授以上とする。ただし、本学の講師及び助教の中で業績優秀な者については、考慮することができる。

(判定基礎基準)

第4条 資格判定は、人格、国内外における教育業績、研究業績、関連分野における実務経験等に基づいて行うものとする。以下の項目について基礎評価資料を作成する。

- (1) 教育業績については、高等教育機関等の学部及び研究科及び社会や産業に関わる教育における能力と実績、年数によって評価する。
- (2) 研究業績については、各研究領域の評価項目のいずれかによって評価する。

<美術・工芸の各研究領域>

- ・ 公的な機関、財団による企画個展、企画展
- ・ 主要な公募展への招待出品、団体展会員出品
- ・ 主要な公募展への入選、受賞
- ・ 個展、グループ展
- ・ 審査員
- ・ パブリックコレクション
- ・ 論文、出版、講演、学会発表
- ・ 公的機関の委員

- ・社会的評価（受賞等）
- ・博士の学位
- ・その他

<デザインの各研究領域>

- ・企画展のディレクション及び作品参加
- ・デザインコンペの受賞、審査
- ・各種プロジェクトのディレクション主任、制作・設計
- ・個展、グループ展
- ・ワークショップ
- ・産業財産権
- ・論文、出版、講演、学会発表
- ・調査、研究活動
- ・公的機関、各種団体、学会の委員長、委員
- ・国家資格及びそれに準ずる資格
- ・博士の学位
- ・その他

<芸術学研究領域及びその他の研究領域>

- ・単行本
  - 単著、共著、翻訳、編集、監修、監訳、解説
- ・論文
  - 査読のある論文の学会誌への掲載、紀要、学報への掲載論文、寄稿（雑誌、新聞等、パンフレット）
- ・口頭発表
  - 学会での口頭発表、講演会（公的機関、一般向け）
- ・企画（展覧会等）
  - 主任、補佐
- ・博士の学位
- ・その他

（教員指導資格審査の申請）

第5条 教員指導資格審査を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 大学院教員指導資格審査申請（推薦）書（別紙様式1）
- (2) 教員の個人調書（別紙様式2）
- (3) 教育研究業績書（別紙様式3）

（教員指導資格審査会）

第6条 学長は、前条の規定に基づき、教員指導資格審査の申請があったときは、大学院研究科委員会（以下「委員会」という。）に教員指導資格審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査及び基礎判定を行わせるものとする。

- 2 審査会は、委員会に属する教授の中から学長が指名した教授で組織する。
- 3 委員長は学長が指名する。

(指導資格審査及び指導資格基礎判定)

第7条 審査会は、申請者の提出書類に基づいて、第4条の項目について基礎評価資料を作成し、研究科における指導資格の基礎判定を行う。

2 審査会は審査の参考とするため、必要に応じて学外の有識者に意見を求めることができる。

3 審査の基礎判定を行う場合には、出席委員の3分の2以上の者が賛成しなければならない。

4 委員長は、前項の教員指導資格の基礎判定結果を学長に報告しなければならない。

(指導資格の決定、通知、委員会への報告)

第8条 学長は、前条の判定に基づき、教育研究審議会に諮り決議する。また、その結果を本人に通知するとともに、委員会に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。